

救急車の適正利用について

救急車を本当に必要とする人のために
 皆様のご理解とご協力をお願いします。

大隅曾於地区消防組合では、皆さまの安心・安全を守るため、北部消防署に2台、輝北分署に1台、財部分署に1台、南部消防署に2台の救急車を配置して24時間体制で対応しています。

平成19年中の救急出動件数は、**3,669件**です。
 救急車で搬送された傷病者のうち、**約3割が軽症者**です。

こんな使い方をしていませんか？

- ※ どの病院へ行けばよいかわからなかった
- ※ 夜間・休日で診察時間外だった
- ※ 交通手段がなかった
- ※ 救急車で病院に行ったほうが優先的に診てくれると思った



緊急性がないのに救急車を要請すると、本当に救急車を必要としている人への救急車の到着が遅れ、**救える命が救えなくなる**おそれがあります。

緊急性のない病气やけがは、**自家用車**や**タクシー等**のご利用をお願いします。

救急車を呼ぼうか迷ったとき、診察可能な病院がわからないときは、消防本部通信指令室または最寄りの消防署にご連絡ください。

救急車を呼んだ方がよいのか、などの受診に関するアドバイスや応急手当に関するアドバイス、診療可能な医療機関を案内しています。

傷病者の様子や事故の状況などから、急いで病院へ連れて行ったほうがよいと思ったときには、**迷わず119番通報**してください。今、本当に助けを待っている人がいます！

- ★ 通信指令室 ☎ 099-482-0119
- ★ 北部消防署 ☎ 099-482-0559
- ★ 輝北分署 ☎ 099-486-0119
- ★ 財部分署 ☎ 0986-72-0119
- ★ 南部消防署 ☎ 099-477-0119

【お問い合わせ先】 大隅曾於地区消防組合 警防課警防係 TEL099-482-0579

普通自動車および軽自動車等（原動機付自転車等含む）の 名義変更・抹消登録の手続きはお早めに！

自動車税および軽自動車税は、毎年4月1日現在での所有者または使用者に納めていただく税金です。そのため、車両を下取りに出したり廃車した場合に、名義変更や抹消の手続きが済んでいなければ、いつまでも元の所有者または使用者に課税されることとなりますので、名義変更や抹消の手続きを早めに行ってください。また、車両の所有者として登録されている方が亡くなられた場合も、名義変更等の手続きが必要ですので確実に行ってください。

種類	普通自動車		小型自動車		小型二輪自動車	軽二輪自動車	大型特殊自動車	軽自動車			小型特殊自動車	原動機付自転車
	乗用トラック	乗用車等	小型トラック	小型乗用車	大型オートバイ (251cc以上)	オートバイ (126cc~250cc)	ブルドーザー等	軽トラック	軽貨物車	軽乗用車	農耕トラクター等	フォークリフト・ 農耕トラクター等
連絡先	鹿兒島運輸支局 TEL050-5540-2089							鹿兒島県 軽自動車協会 TEL099-261-4011			大崎町役場 住民課税務係 TEL476-1111	